

## 認証の詳細

### <乗車用ヘルメット>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. 原材料の配合設備</p> <p>2. 成形設備</p> <p>3. 研磨設備</p> <p>4. 組立設備</p> <p>ただし、配合が行われた原材料の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認めるものから原材料の供給を受けるものであって製品安全協会が認めるものは、原材料の配合設備の一部又は全部を、並びに帽体および衝撃吸収ライナの製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認めるものから帽体および衝撃吸収ライナの供給を受けるものであって製品安全協会が認めるものは成形設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	<p>1. 原材料を適切に計量し、混合できること。</p> <p>2. 帽体及び衝撃吸収ライナを適切に成形できること。</p> <p>3. 帽体を適切に研磨できること。</p> <p>4. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。</p>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 材料試験設備	1. (1) JIS T8133(1997年)乗車用安全帽 8.1.1 に定める汗試験を適切に行うことができる設備を備えていること。 (2) JIS T8133(1997年)乗車用安全帽 8.1.2 に定める頭髪油試験を適切に行うことができる設備を備えていること。
2. 構造測定設備	2. (1) 次のいずれかの設備を備えていること。 ① 曲率半径 75mm 以上の連続した凸曲面を適切に測定できる設備 ② ECE 規則第 22 号 7.4 突出物の表面摩擦試験を適切に行うことができる設備 (2) JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット付属書 A に定める帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲測定を適切に行うことができる設備 (3) 帽体表面からの突出物の突出量測定を適切に行うことができる設備
3. 周辺視野測定設備	3. JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット 7.8 に定める周辺視野試験を適切に行うことができる設備
4. あごひもの幅測定設備（保持装置があごひもを含む場合に限る）	4. あごひもに 150N±5N の力を加えることができる設備及びあごひもの幅を適切に測定する設備
5. 質量測定設備	5. はかり（最小読取値 25g 以下）
6. 衝撃吸収性試験設備	6. JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット 7.4 に定める衝撃吸収性試験を適切に行うことができる設備を備えていること。

<p>7. 耐貫通性試験設備</p> <p>8. 保持装置の強さ試験設備</p> <p>9. 保持性（ロールオフ）試験設備</p>	<p>7. JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット7.5に定める耐貫通性試験を適切に行うことができる設備を備えていること。</p> <p>8. JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット7.6に定める保持装置の強さ試験を適切に行うことができる設備を備えていること。</p> <p>9. JIS T8133(2015年)乗車用ヘルメット7.7に定める保持性（ロールオフ）試験を適切に行うことができる設備を備えていること。</p>
<p>ただし、材料試験設備、構造測定設備（ECE規則第22号7.4突出物の表面摩擦試験に限る）、保持装置の強さ試験設備及び保持性（ロールオフ）試験設備については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	

表3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
用途	(1) 総排気量 0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付き自転車用のもの (2) その他のもの
帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークオーターズ形のもの (3) オープンフェース形のもの (4) フルフェース形のもの
帽体の材質	(1) 繊維強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネート製のもの (4) その他のもの
衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの
保持装置の材質	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの (2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの
サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570ミリメートル未満のもの (2) 内装クッションの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの (3) 内装クッションの内周長が620ミリメートル以上のもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・ 申請手数料</p> <p>国内検査機関の場合、 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式)</p> <p>海外検査機関の場合、 16,500 円/型式 (税抜 15,000 円/型式)</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

委託検査機関	<p>◆一般財団法人 日本車両検査協会</p> <p>型式試験料：</p> <p>0.125 リットル以下用 125,800 円/型式+消費税</p> <p>その他 160,000 円/型式+消費税</p> <p>※SG 基準 2(3)の規定に基づく「曲率半径 75mm 以上の連続凸曲面の計測」を「ECE 規則 第 22 号 7.4 突起物の表面摩擦試験」に代えて行う場合には 12,000 円+消費税を加算、「ECE 規則第 22 号 7.4 突起物の表面摩擦試験」の成績書を添付の上申請をされる場合には、1,000 円+消費税を減額してください。</p> <p>※溶剤前処理及び各条件後の SG 基準 7. の規定に基づく保持装置の強さ試験は樹脂製締結部の溶剤前処理を施した後、常温、高温、低温及び浸せきの条件で試験を行い、締結部の材質毎に証明書等を発行する場合には、一式で 51,000 円+消費税を加算。</p> <p>※SG 基準 7. のうち、JIS T8133 7. 6. 2 に基づく試験機で保持装置の強さ試験を行う場合には、4,000 円+消費税を加算。</p> <p>※SG 基準 8. の規定に基づく保持性（ロールオフ）試験の成績書を添付の上申請をされる場合には、6,000 円+消費税を減算</p> <p>※上記費用の他に、試験用サンプルの廃棄費用が必要な場合があります。詳細は検査機関にお尋ねください。</p> <p>※外国からの入金に際しては消費税不要です。</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p> <p>なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。</p>
--------	--	--

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆一般財団法人 日本車両検査協会                      &lt;東京検査所&gt;                      〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28                      TEL. 03(3912)2361 FAX. 03(3912)2208                      E-mail: tokyo@jvia.or.jp</p>	<p>5 個</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイズ要素の区分内に複数のサイズの製品が含まれる場合は、可能な限り型式区分内の最も小さいサイズ 1 個と最も大きいサイズ 4 個))</li> </ul> <p>ただし、SG 基準 2(3)の規定に基づく外観確認として②ECE 規則 22 号 7.4 突出物の表面摩擦の試験を選択される場合には、サンプルを 1 個追加して計 6 個とするなど試験の実施状況により追加サンプルをお願いする場合があります。また、「原付用」の場合には、包装箱もお願いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹脂製締結部の溶剤前処理及び各条件後の SG 基準 7. の規定に基づく保持装置の強さ試験を材質毎に個別に試験する場合には、サンプルは 4 個必要です。型式試験と同時にを行う場合は、常温での試験が重複</li> </ul>
	<p>◆一般財団法人 日本車両検査協会                      &lt;大阪検査所&gt;                      〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2                      TEL. 072(233)2001 FAX. 072(233)2002                      E-mail: osaka@jvia.or.jp</p>	



		<p>するため、サンプルは3個必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 型式確認（更新を含む。）申請時に提出する試験用試料は、当該型式確認の申請書に添付した社内検査記録に記載されたモデル・型番として下さい。また、可能な限り社内検査に用いた製品と同じ製造ロットのものを型式試験サンプルとして下さい。</li> <li>・ 型式確認（更新を含む。）申請時に提出する試験用試料のうち少なくとも1つ（同一型式区分内の最も大きいサイズ4個の中の1つ）はJISの規定に基づく保護範囲及び試験範囲を全周に渡って線引きした状態のものを提出して下さい。</li> </ul>
--	--	--

表6：型式確認試験の有効期限

適合日より3年間
----------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを帽体の外表面の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 15mm×25mm です。 ラベルは、シートタイプ、交付単位は 50 枚です。 SG ロゴと PSC ロゴ併記しています。</p> <div data-bbox="804 591 1099 770" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>12 円/個＋消費税</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より 3 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

委託検査機関は選択可能です。

申請窓口	一般財団法人 日本車両検査協会	
	東京検査所	〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL. 03 (3912) 2361 FAX. 03 (3912) 2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp
	大阪検査所	〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002 E-mail: osaka@jvia.or.jp

表 11 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本車両検査協 会	(1) 基準適合性検査 (検査試料の数は表 5 と 同じ) 0.125 リットル以下用 125,800 円/型式+消費税	委託検査機関が案内する 方法によりお支払い願 います。

その他

160,000 円/型式+消費税

※SG 基準 2(3)の規定に基づく「曲率半径 75mm 以上の連続凸曲面の計測」を「ECE 規則第 22 号 7.4 突起物の表面摩擦試験」に代えて行う場合には 12,000 円+消費税を加算、「ECE 規則第 22 号 7.4 突起物の表面摩擦試験」の成績書を添付の上申請をされる場合には、1,000 円+消費税を減額してください。

※溶剤前処理及び各条件後の SG 基準 7. の規定に基づく保持装置の強さ試験は樹脂製締結部の溶剤前処理を施した後、常温、高温、低温及び浸せきの条件で試験を行い、締結部の材質毎に証明書等を発行する場合には、一式で 51,000 円+消費税を加算。

※SG 基準 7. のうち、JIS T8133 7. 6. 2 に基づく試験機で保持装置の強さ試験を行う場合には、4,000 円+消費税を加算。

※SG 基準 8.の規定に基づく保持性（ロールオフ）試験の成績書を添付の上申請をされる場合には、6,000 円+消費税を減算

※上記費用の他に、試験用サンプルの廃棄費用が必要な場合があります。詳細は検査機関にお尋ねください。

※外国からの入金に際しては消費税不要です。

(2) 同等性検査 (①+②+③)

① 12.0 円/個+消費税

② 下表（ロットの大きさの額）のとおり。

ロットを形成する個数	毎回検査料
400 以下	12,000 円+消費税
401~1000	16,000 円+消費税
1001~4000	24,000 円+消費税
4001~10000	48,000 円+消費税

③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
------	------

協会支給ラベル方式

図1に示す協会支給ラベルを帽体の外表面の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は15mm×25mmです。SGロゴとPSCロゴ併記しています。



図1 協会支給ラベルの場合

「協会支給ラベル方式」は、同等性検査合格時に委託検査機関から交付致します。申請者は、SGラベルをロット認証申請ロットに含まれる製品に貼付してください。



--	--

---

**【作成・改正履歴】**

2021/10/1 : 新規作成

2023/11/16 : 改正